

通 知 書

冠省 当職は都市クリエイト株式会社（以下通知人といいます）の代理人として以下のとおり通知します。

通知人は、貴殿に対して、これまで再三再四、貴殿が産業焼却炉対策協議会なる名義のもとで配布されているビラにおける虚偽ないし根拠のない事実と異なる内容の記載および徒に周辺住民に対して不安ないし恐怖感を与えるだけの記載について指摘し、その記載の削除およびそのような記載を含んだビラの配布をやめるよう警告してまいりました。

しかしながら、今般、貴殿が同じく産業焼却炉対策協議会なる名義のもとで、「特別管理産業廃棄物等の焼却炉 建設反対」（ただし、「等の」という文字はかなり小さいフォントであり大きいフォントの文字だけ読めば「特別管理産業廃棄物 焼却炉 建設反対」と読める）と題するビラを多数制作し、配布されました。しかし、これにも、次に指摘しますように、その記載には、今般通知人が高槻市梶原中村町に新設を予定しています焼却発電プラント（以下「通知人新設プラント」といいます）について、虚偽ないし根拠のない事実と異なる内容の記載または徒に周辺住民に対して不安ないし恐怖感を与えるだけの記載があります。これらの行為は、やはり、通知人ないしその役員、従業員の名誉を毀損するものであり、かつ、虚偽風説を流布し通知人の業務を妨害するものです。つきましては、本書面到達後は、一切、上記ビラないしその他上記のような、虚偽ないし根拠のない、事実と異なる内容の記載した文書の流布行為（文書によるものおよびインターネット上によるものその他手段は問いません）をやめてください。

1. 上記ビラにおいては、「公害（ダイオキシンなど有害化学物質が飛散、悪臭、騒音、振動等）の恐れがある産業廃棄物焼却炉」との記載があります。これは、まるで通知人新設プラントがダイオキシンなど多くの有害化学物質を飛散させ、広範囲に悪臭をまき散らし、また広範囲に騒音や振動が響かせるかと住民に誤解されかねない記載であります。しかし、これまでも貴殿に申し入れておりますとおり、通知人新設プラントでは、1日1ナノグラム以下とする法規制の数値よりもさらに少ない、法定範囲内のダイオキシンの排出となります。また、その他悪臭、騒音、振動等につきましても、周辺住民の生活を脅かすものでは決してありません。

つきましては、その記載内容は、周辺住民等に誤解を与え、徒に不安ないし恐怖感を与えるものです。しいては、通知人ないしその役員、従業員の名誉を棄損するものであり、かつ、虚偽風説を流布し通知人の業務を妨害するものです。

2. また、「収集運搬トラックは、通常早朝から処分場への搬入を開始することから、

付近住民をはじめ、通学中の子供たちにも、事故や騒音、粉塵などによる健康被害が心配されます。」との記載があります。

これについても、何度も通知人から貴殿に対して申し入れていますとおり、通知人が国土交通省の国土工事事務所にて確認しましたところ、国道171号線では、1日当たり40800台もの自動車が通行しているのに対して、通知人新設プラントに運搬が見込まれる運搬車の数は最大でも70台に過ぎず、その通行が増えるとしてもその占める割合は極めて小さいものです。

そして、貴殿もご承知の通り通知人新設プラント設置予定の土地は、その国道171号線に接しており、運搬車は、国道171号線から直接通知人新設プラントの敷地内に運行します。すなわち、通学路を含め周辺住民の生活道路を通行することはありません。そして、運搬車が通知人新設プラントに出入するのは日中だけで、かつ、出入口にガードマンを2名配置して、万全を期する予定です。したがって、通学中の子供も含め、通知人新設プラントに出入りする運搬車による事故の可能性は相当低いものといえますし、その運搬車による騒音および粉塵の発生の拡大もほぼ皆無といえます。したがって、通知人新設プラントに出入りする運搬車による周辺住民への健康被害の拡大は皆無といえます。

このような事実を指摘することなく、上記のような記載をすることは、やはり周辺住民に対して徒に不安ないし恐怖感を与えるものです。しいては、通知人ないしその役員、従業員の名誉を棄損するものであり、かつ、虚偽風説を流布し通知人の業務を妨害するものです。

3. さらに、「高槻市洪水・土砂ハザードマップによれば、5m以上水没する地域に指定されています」「ひとたび異常気象による大雨に見舞われれば、大規模な河川の氾濫が起きて辺りは水浸しになり、有害物質や感染性ウィルスで流域一帯が汚染されて大災害になる恐れがあり、農地も使い物にならなくなります」との記載があります。

まず、これまで申し入れていますとおり、焼却物の保管場所は通知人新設プラントの4階であり、密閉容器内において保管します。つきましては、万一5mの水没があっても、流れ出すことはなく、溶出することはありません。また、通知人新設プラント内の水は循環式をとっており、下水等により排水されることはありません。つきましては、住民の水源地が汚染されることもありません。したがって、有害物質や感染性ウィルスが流れ出すということはありません。

また、貴殿のビラにおきましても高槻市洪水ハザードマップを引用されていますとおり、貴殿の指摘する5m以上水没する地域はかなり広範囲であります。この

範囲内には、通知人設置プラントのほかにも病院や工場、作業場、商業施設が多く存在し、その取り扱うものは様々です。そうしますと、貴殿がビラにおいて指摘する事態が生じた場合、通知人新設プラント以外のそのような施設からも生活や農地にふさわしくない物質等が流れ出す恐れも充分あるわけで、もはや通知人新設プラントだけの問題ではありません。

したがって、これらの記載も、やはり、徒に不安ないし恐怖感を与えるものです。しいては、通知人ないしその役員、従業員の名誉を棄損するものであり、かつ、虚偽風説を流布し通知人の業務を妨害するものです。

また、今般、貴殿は、同じく産業焼却炉対策協議会なる名義のもとで、「高槻市 上牧・梶原地区での産廃焼却炉建設反対です」と題するビラも多数制作し、配布されました。この中にも、「浸水しやすいこの地区での建設に危険を感じます」との記載があります。この記載も、上記3項に記載しましたとおり、徒に不安ないし恐怖感を与えるものです。しいては、通知人ないしその役員、従業員の名誉を棄損するものであり、かつ、虚偽風説を流布し通知人の業務を妨害するものです。

以上の通りですので、上記のビラは記載に誤りがありますので、本書面到達後は、一切、上記ビラないしその他上記のような虚偽ないし根拠のない事実を記載した文書の流布行為（文書によるものおよびインターネット上によるものその他手段は問いません）をやめてください。

なお、貴殿がこれに応じていただけない場合は、通知人は、やむを得ず、刑法第230条の名誉毀損罪または刑法第233条の信用毀損・業務妨害罪として告訴を含めた刑事上の手続を執らせていただきます。また、当該名誉毀損行為ないし信用毀損・業務妨害行為により通知人が被った損害の額（新設行為の遅延による営業補償を含む）につき、民事裁判手続において、貴殿に対して損害賠償請求も併せてせざるを得ません。つきましては、これらの点につき、充分ご留意上ご対応願います。

最後に、通知人は、地域の安心・安全を第一に運営していく所存ですので、どうかご理解を賜るとともに、良識ある活動をお願いします。

特に、通知人新設プラントは、高槻市内の医療機関から排出された廃棄物を多く安全に処理することを予定しています。すなわち、貴殿を含む高槻市民、島本町民の方々が医療機関で診断や治療等を受けるのに使われた物を処分施設であり、そのような治療等を安心して受けるにあたって必要不可欠な施設であります。そのことをも充分ご留意の上、ご対応いただきますことをお願いします。



平成29年4月28日

大阪市北区西天満3丁目6番3号
西天満福岡ビル5階
福本康孝法律事務所
都市クリエイト株式会社代理人
弁護士 福本康孝
弁護士 水野成浩

産廃焼却炉対策協議会
代表 上田博夫様



差出人 〒530-0047
大阪府大阪市北区西天満3-6-3 西天満福岡ビル5階福本康孝法律事務所
都市クリエイト株式会社代理人 弁護士 福本康孝 都市クリエイト株式会社代理人 弁護士 水野成浩
受取人 〒[REDACTED]

産廃焼却炉対策協議会代表 上田博夫様



この郵便物は平成29年4月28日
第10283905122号書留内容証明郵便物
として差し出したことを証明します。
日本郵便株式会社
受付通番: 2017042813101300100001号
4 / 4頁

